

コミュニティソーシャルワーク推進（地域
生活支援）事業について

平成25年6月

大阪市 福祉局 地域福祉課

コミュニティソーシャルワーク推進（地域生活支援）事業について

1 実施体制

- ・大阪市内を5つのブロックに分け、ブロックごとに委託事業者を公募。

北ブロック（北区、都島区、福島区、淀川区、東淀川区）

西ブロック（此花区、港区、大正区）

中央ブロック（中央区、西区、天王寺区、浪速区）

東ブロック（東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区）

南ブロック（阿倍野区、住之江区、住吉区、平野区、西成区）

西淀川区と東住吉区については、区において実施。

- ・地域生活支援ワーカーは、概ね各ブロックの区数の人数を配置。

2 業務内容

(1) 制度のはざまにある要援護者等に対する相談支援

要援護者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして、アからオに掲げる業務を実施します。

支援にあたっては、利用者の目的や意思等個々の状況に応じて、外来、訪問等利用者の状況に応じた対応を行うこととします。

ア 福祉サービスや社会保障制度の利用援助に関する業務

イ 社会資源を活用するための支援に関する業務

ウ 社会生活力を高めるための支援に関する業務

エ 権利擁護のために必要な援助に関する業務

オ 専門機関の紹介に関する業務

(2) コミュニティソーシャルワークの円滑な実施に係る連携の推進

制度のはざまにある要援護者に対してコミュニティソーシャルワークを実施するために、地域の関係機関との間で、ア、イ、ウに例示するような業務を実施します。

業務の実施にあたっては、各区において構築されている様々なネットワークの状況を踏まえて取組を行います。

ア 地域の福祉活動の担い手たちとの関係づくりに関する業務

イ 個別の相談事例に関する関係機関の支援体制づくりに関する業務

ウ 地域の関係機関の情報交換・連携づくりに関する業務

(3) コミュニティソーシャルワークの効果的な実施に係る地域づくりへの支援

制度のはざまにある要援護者に対するコミュニティソーシャルワークが効果的に実施できるよう、ア、イに例示するような地域づくりへの支援に取り組みます。

業務の実施にあたっては、各区において取り組まれている様々な福祉活動の状況を踏まえて取組を行います。

ア 地域における住民間の交流を促す取組

イ これまで見守り等に関わっていなかった主体の参画を促す取組 等

担当ブロック内の区保健福祉センターとの連携

担当ブロック内の区保健福祉センターとの間で、ア、イ、ウに例示するような緊密な連携体制を構築して業務を実施します。なお、区保健福祉センターからの要請に応じて、同センター内で業務を実施する場合があります。

ア 区保健福祉センターからの出勤要請への対応

イ 区保健福祉センターと要援護者や地域の福祉活動等に関する情報の共有

ウ 区保健福祉センターとの協働によるネットワーク形成や地域づくり 等

コミュニティソーシャルワーク推進（地域生活支援）事業 委託事業者

北ブロック（北区、都島区、福島区、淀川区、東淀川区）

【委託事業者】社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会
（北ブロック区社会福祉協議会共同体代表）

西ブロック（此花区、港区、大正区）

【委託事業者】社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉協議会
（大正区社会福祉協議会・此花区社会福祉協議会・港区社会福祉協議会グループ代表）

中央ブロック（中央区、西区、天王寺区、浪速区）

【委託事業者】社会福祉法人 大阪市中央区社会福祉協議会
（中央ブロック4区社会福祉協議会グループ代表）

東ブロック（東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区）

【委託事業者】社会福祉法人 大阪市生野区社会福祉協議会
（東ブロック区社会福祉協議会共同体代表）

南ブロック（阿倍野区、住之江区、住吉区、平野区、西成区）

【委託事業者】社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会
（南ブロック区社会福祉協議会共同体代表）

西淀川区、東住吉区は区役所において非常勤職員を雇用して実施

コミュニティソーシャルワーク推進(地域生活支援)事業【関係図】

～ 地域社会のつながりを再生・強化するコミュニティソーシャルワークの推進 ～

